

令和8年度認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱

7福祉高施第2193号
令和8年3月31日
一部改正 8福祉高施第182号
令和8年4月23日

1 通 則

補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 目 的

この要綱は、認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱（令和6年4月1日付5福祉高施第1484号、令和7年3月31日付6福祉高施第2194号により一部改正。以下「実施要綱」という。）における認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）整備事業について、予算の範囲内においてその事業に要する費用の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

3 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業は、実施要綱におけるグループホーム整備事業とする。

4 関係者の責務

(1) 補助事業者及び間接補助事業者は、補助金が都民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的又は間接補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業又は間接補助事業を行うよう努めなければならない。

(2) 実施要綱4(1)の整備を行う間接補助事業者は、別に定める認知症高齢者グループホーム施設整備審査基準及び認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領を遵守しなければならない。

5 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

6 補助対象経費及び算定基準

この補助金の補助対象経費及び算定基準は、別表1から別表8までのとおりとし、実施要綱4(1)の整備事業については、以下の条件を全て満たすものを補助対象とする。

(1) 定員については、1ユニットでは6名以上、2ユニットでは計15名以上、3ユニットでは計25名以上とする。

(2) 夜勤職員の配置は、1ユニット当たり原則1名以上とする。

7 補助金交付額

この補助金の交付額は、以下のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(1) 事業者創設型等整備事業

- ① 別表1第1欄(1)から(4)までの区分に対応する次のアの金額とウの金額(島しょ地域については、次のイの金額とウの金額)を比較していずれか少ない額とする。
- ア 別表1第2欄に定める補助額に別表4第2欄に定める物価調整額補助額及び別表5第2欄に定める基金加算補助額を加算した額
- イ 別表1第2欄に定める補助額に別表4第2欄に定める物価調整額補助額を加算した額に別表6に定める島しょ工事費指数を乗じて得た額に、別表5第2欄に定める基金加算補助額を加算した額
- ウ 別表1第3欄に定める対象経費の区市町村の実支出額
- ② グループホーム整備と併せて、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターを整備する場合には、①により算定した補助金交付額に10,000,000円を加算した額を補助金交付額とする。
- ③ グループホーム整備と併せて、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点を整備する場合には、①により算定した補助金交付額に10,000,000円を加算した額を補助金交付額とする。
- ④ グループホーム整備と併せて、グループホームに併設する看護小規模多機能型居宅介護拠点を整備する場合には、①により算定した補助金交付額に10,000,000円を加算した額を補助金交付額とする。
- ⑤ 以下のア及びイを満たす場合には、①により算定した補助金交付額に10,000,000円を加算した額を補助金交付額とする。
- ア 区市町村が、当該区市町村内に所在する全てのグループホーム(整備費補助を受けずに整備したものは除外可)を対象に、グループホーム利用者が負担する家賃等の一部を助成していること。
- イ グループホーム運営事業者が利用者から徴収する家賃について、別表7第2欄に定める計算式で算定した額以下であること。また、共益費、食材費、光熱水費等、家賃以外の利用者負担額については、実費相当額以下であること。
- ⑥ グループホーム整備と併せて、整備計画地として区市町村所有地を貸し付け整備する場合には、①により算定した補助金交付額に10,000,000円を加算した額を補助金交付額とする。
- ただし、当該グループホーム整備と併設する施設が、地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱(令和7年3月31日付6福祉高施第2183号)に定める区市町村所有地活用モデル加算補助の交付対象となる場合は、いずれか一方の事業のみを交付対象とする。

なお、②から⑥を算定する場合は、①ア又はイの額に②から⑥の額を加えた額と、①ウの額を比較していずれか少ない額とする。

(2) 大規模な修繕等を実施する事業

- 別表2第3欄に定める対象経費の下限は1施設当たり800,000円とし、対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率4分の1を乗じて得た額を交付額とする。
- ただし、区市町村の実支出額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。

(3) 区市町村支援事業

- 別表3に対応する次に掲げる金額を比較していずれか少ない額に別表3第4欄の補助率を乗じて得た額とする。
- ① 別表3第2欄に定める基準額
- ② 別表3第3欄に定める対象経費の実支出額の2分の1
- ③ 区市町村が間接補助事業者に補助した額

(4) デジタル介護機器等コンサルティングを導入する事業

別表8第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、区市町村の実支出額を上限とする。

8 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、区市町村が様式1に必要な書類を添付して、別に定める期日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

9 補助金の交付決定

知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、10の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請を行った区市町村に通知する。

10 補助条件

この補助金の交付に当たっては、実施要綱に定めるところのほか、別記1の補助条件を付するものとする。

さらに、区市町村が実施要綱4(1)の整備事業について実施要綱3(3)ウからオまでに定める法人に対して補助する場合には別記2の補助条件を、実施要綱3(3)カ又はキに定める法人に対して補助する場合には別記3の補助条件を、実施要綱3(2)イに定める土地所有者等に対して補助する場合には別記4の補助条件を、実施要綱3(2)ウに定める建物所有者に対して補助する場合には別記5の補助条件を、6(1)⑤に定める補助の加算を受ける場合は別記6の補助条件を併せて付するものとする。

区市町村が地域の実情に応じて独自に間接補助事業者に補助する場合、別記1から別記5までの補助条件に準じるほか、必要に応じてその他の補助条件を付することがある。

11 補助金の交付

この補助金の交付は、別記1の補助条件6に定める補助金の額の確定後、区市町村ごとに一括して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、区市町村に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

4 状況報告

区市町村長は、補助事業の進捗状況について定期的に知事に報告しなければならない。また、補助事業の円滑適正な執行を図る必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

5 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、区市町村長に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 区市町村長が(1)の命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

6 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、様式2に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定

知事は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村に通知する。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを区市町村長に命じることがある。
- (2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、区市町村又は間接補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区市町村長に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 知事は、8によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

11 違約加算金及び延滞金

- (1) 区市町村長は、8により補助金の交付の決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 知事は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

12 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

13 財産処分制限

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

14 財産処分による収入の取扱い

区市町村長が、知事の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

15 財産管理

区市町村長は、区市町村又は間接補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

16 補助金調書の作成

区市町村長は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

17 帳簿の整理

区市町村長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

18 間接補助事業者に対する条件

区市町村が、間接補助事業者に対して補助金を支出して整備事業を行う場合には、事業実施のための補助要綱等を制定し、間接補助事業者に対しても本要綱に定める補助条件を付さなければならない。

19 消費税等に係る税額控除の報告

区市町村長は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

20 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

21 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

22 根抵当権設定の禁止

間接補助事業者は、補助を受けようとするグループホームの土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

23 契約の相手方等からの資金提供の禁止

間接補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

24 事業実施のための契約手続

区市町村又は間接補助事業者が、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

25 建物賃借権登記

オーナー創設型により整備を行う場合は、グループホーム運営事業者が建物賃借権登記をすること。

区市町村は、実施要綱3(3)ウからオまでに定める法人に対して実施要綱4(1)のグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうち占める割合が80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうち占める割合が50%以上であること。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、グループホームの運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(4) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 区市町村が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

(2) 施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第85条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区市町村が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

5 条件確認上の留意点

区市町村は、上記1から4までの条件を確認する際には、以下の点に留意すること。

(1) 補助の申請を行う法人の定款、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類の提出を求め、当該法人の運営状況等について条件に合致していることを確認すること。

(2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人に対して、原則として1年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）の提出を求めること。

なお、事業実績が1年以下又は新設法人の場合には、当該法人の資産の状況等を総合的に判断した上で、事業の継続性について判断すること。

6 区市町村の指導等

(1) 区市町村は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、第78条の7及び第115条の17に基づき必要に応じて文書の提出等を求め、間接補助事業者の予算及び事業運営に関して必要な指導・助言を行うこと。

(2) 区市町村は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱に明記すること。

区市町村は、実施要綱3(3)カ又はキに定める法人に対して実施要綱4(1)のグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) グループホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。
- (2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

- (1) 区市町村が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。
- (2) 施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第85条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区市町村が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

5 条件確認上の留意点

区市町村は、上記1から4までの条件を確認する際には、以下の点に留意すること。

- (1) 補助の申請を行う法人の定款、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類の提出を求め、当該法人の運営状況等について条件に合致していることを確認すること。
- (2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人に対して、原則として1年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）の提出を求めること。

なお、事業実績が1年以下又は新設法人の場合には、当該法人の資産の状況等を総合的に判断した上で、事業の継続性について判断すること。

6 区市町村の指導等

- (1) 区市町村は、介護保険法第23条、第78条の7及び第115条の17に基づき必要に応じて文書の提出等を求め、間接補助事業者の予算及び事業運営に関して必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 区市町村は、本要綱に定める間接補助事業者の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱に明記すること。

区市町村は、土地所有者等に対して実施要綱4(1)のグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借するグループホーム事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) グループホーム事業者が、実施要綱3(3)ウからオまでに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) グループホーム事業者が、実施要綱3(3)カ又はキに定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3 区市町村の指導等

- (1) 区市町村は、補助を受けた土地所有者等に対して、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 区市町村は、本要綱に定める土地所有者等の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱に明記すること。

区市町村は、建物所有者に対して実施要綱4(1)のグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付すこと。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借するグループホーム事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

(1) グループホーム事業者が、実施要綱3(3)ウからオまでに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。

(2) グループホーム事業者が、実施要綱3(3)カ又はキに定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3 区市町村の指導等

(1) 区市町村は、補助を受けた建物所有者に対して、必要な指導・助言を行うこと。

(2) 区市町村は、本要綱に定める建物所有者の義務や、区市町村の権限についての規定を補助要綱に明記すること。

区市町村は、7(1)⑤に定める補助の加算（以下「利用者支援加算」という。）を行うに当たり、下記1及び3の条件を遵守すること。また、間接補助事業者に対し、下記2及び3の条件を付すこと。

1 家賃助成の継続実施

区市町村は、7(1)⑤(ア)に定める家賃等の助成について、補助事業完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める建物の耐用年数と10年を比較していずれか短い期間を経過するまで、継続して実施すること。また、助成を取りやめる場合、あらかじめ知事の承認を受けること。

2 家賃増額の制限

グループホーム運営事業者がグループホーム利用者から徴収する家賃について、補助事業完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める建物の耐用年数と10年を比較していずれか短い期間を経過するまで、知事の承認を受けずに増額してはならない。

3 利用者支援加算相当額の納付

- (1) 区市町村長が、1の規定により家賃等の助成を取りやめた場合、及びグループホーム運営事業者が、2の規定により知事の承認を受けて家賃等を増額した場合、知事は、利用者支援加算に係る補助金の全部又は一部を区市町村長に納付させることがある。
- (2) (1)の場合における納付額の算出については、次の計算式によるものとする。ただし、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{納付額} = \text{利用者支援加算の補助金額} - (\text{処分財産の補助金額} / \text{処分財産の制限月数}) \times \text{経過月数}$$

(別表1)

1 区分		2 補助額 (1ユニット当たり)		3 対象経費
		重点的整備促進地域	その他の地域	
(1) 事業者 創設型	創設・ 増築	30,000,000円	20,000,000円	区市町村又はグループホーム運営事業者（実施要綱3(3)に定める法人）がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買い取り、改修する経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改築・ 増改築	34,000,000円	24,000,000円	
(2) 事業者 改修型	創設・ 増築	22,500,000円	15,000,000円	区市町村又はグループホーム運営事業者（実施要綱3(3)に定める法人）がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 イ 借り上げる建物の改修経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改築・ 増改築	25,500,000円	18,000,000円	
(3) オーナー 創設型	創設・ 増築	30,000,000円	20,000,000円	土地所有者等がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買い取り、改修する経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改築・ 増改築	34,000,000円	24,000,000円	
(4) オーナー 改修型	創設・ 増築	22,500,000円	15,000,000円	建物所有者がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 所有する建物の改修経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改築・ 増改築	25,500,000円	18,000,000円	

(注) 増築（床）の場合は、補助額に増加する定員数／9を乗じて算出した額を補助額とする。

(注) 改築・増改築単価は、建物の取り壊し等を伴う整備を行う場合のみ適用する。取り壊し等を伴わない増築部分の整備については、創設・増築単価を適用する。

(別表2)

1 区分	2 基準額 (1施設当たり)	3 対象経費	4 補助率		
			都	区市町村 (補助事業者)	間接補助 事業者
大規模な修繕等を実施する事業	8,330,000円	大規模な修繕等を実施する事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、東京都知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/4	1/4	1/2

(注) 大規模修繕については、間接補助事業者が所有する建物（国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）を除く。）についてのみ対象とする。

(別表3)

1 区分	2 基準額 (1ユニット当たり)	3 対象経費	4 補助率
区市町村支援事業	10,000,000円	整備率が低い区市町村が地域の実情に応じて独自に補助の対象とする施設整備費及び設備整備費のうち、都が必要と認める額	1/2

(別表4) 物価調整額単価

1 区分	2 補助額（創設・増築区分）	2-2 補助額（改築・増改築区分）
(1) 事業者創設型	1ユニット当たり 37,280,000円	1ユニット当たり 44,740,000円
(2) 事業者改修型	1ユニット当たり 27,950,000円	1ユニット当たり 33,540,000円
(3) オーナー創設型	1ユニット当たり 37,280,000円	1ユニット当たり 44,740,000円
(4) オーナー改修型	1ユニット当たり 27,950,000円	1ユニット当たり 33,540,000円

(注) 増築（床）の場合は、補助額に増加する定員数/9を乗じて算出した額を補助額とする。

(別表5) 基金加算単価

1 区 分	2 補助額 (1 施設当たり)
(1) 事業者創設型	41,500,000円
(2) 事業者改修型	41,500,000円
(3) オーナー創設型	41,500,000円
(4) オーナー改修型	41,500,000円
併設加算 (注)	上記の単価に1.05を乗じた額
島しょ地域	上記の単価 (併設加算を含む。)に 1.08を乗じた額

(注1) 併設加算は、東京都地域医療介護総合確保基金事業 (介護分) 実施要綱 (平成27年10月27日付27福保高計第336号) 別表1-1に掲げる施設と合築・併設する場合に適用する。

(注2) 地域密着型サービス等整備推進事業補助金における空き家を活用した整備を行う場合は、基金加算は適用されない。

(注3) 増築 (床) の場合は、補助額に増加する定員数/9を乗じて算出した額を補助額とする。

(注4) 令和5年度以降に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域 (災害イエローゾーン) において新規整備したグループホームについては、基金加算は適用されない。

(別表6) 島しょ工事費指数

場 所	指 数
大島	1.25
利島	1.60
新島	1.50
式根島	1.50
神津島	
三宅島	
御蔵島	1.60
八丈島	1.61
小笠原 父島	2.21
小笠原 母島	2.21

(別表7) 利用者支援加算における家賃の算定方法

1 区分		2 家賃の計算式
事業者創設型	土地を購入して整備する場合	(土地購入費+建物整備費+備品費-整備費補助金(注1)) ÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 +建物修繕費等の管理費
	土地を賃借して整備する場合	月額土地賃借料÷利用人数÷稼働率 + (建物整備費+備品費-整備費補助金(注1)) ÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 +建物修繕費等の管理費
事業者改修型	建物を賃借して整備する場合	月額建物賃借料÷利用人数÷稼働率 + (建物整備費(改修費)+備品費-整備費補助金(注1)) ÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 +建物修繕費等の管理費
オーナー創設型 オーナー改修型		月額建物賃借料(注2)÷利用人数÷稼働率 +備品費÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率 +建物修繕費等の管理費

(注1) 整備費補助金は、別表1における「その他の地域」及び別表4の補助金額とし、その他の本事業及び他の事業による補助金は含まない。

(注2) 月額建物賃借料は、以下の計算式により算定した額以下とすること。

標準的な月額建物賃借料(注3) - 整備費補助金(注1) ÷ 償却年数 ÷ 12ヶ月

(注3) 標準的な月額建物賃借料は、不動産鑑定または周辺賃借料相場等により算定した、本事業により整備するグループホーム建物の賃借料として適正と認められる額を使用すること。

(別表8)

1 区分	2 基準額 (1施設当たり)	3 対象経費	4 補助率
デジタル介護機器等 コンサルティング等 経費	1,000,000円 (併設施設がある 場合も1施設とする。)	デジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の介護業務支援システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費 ※対象整備区分：創設・改築・増改築 ※補助対象期間：事業開始年度の初回の内示を行った日から当該施設開設後6か月まで	都 3/4

備 考

(1) 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、上記基準額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度(補助事業者に対して都が初回の補助内示を行った年度をいう。)の補助要綱に定める算定方法を適用する。

(2) オーナー創設型及びオーナー改修型については、区市町村が土地・建物所有者等に直接補助する場合のほか、区市町村からグループホーム運営事業者を経由して土地・建物所有者等に補助する場合も可とするが、その場合の補助金交付額は、本要綱6で算出した額と、グループホーム運営事業者が土地・建物所有者等に対して支出した額とを比較していずれか少ない額とする。

(3) 重点的整備促進地域とは、別に定める基準に基づき、都が指定した地域とする。

(4) 区市町村支援事業は、高齢者人口に対するグループホームの整備率が、0.45%未満の区市町村を対象とする。整備率の算定方法は、重点的整備促進地域の指定に係る基準に準じる。

(5) 施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- ・土地の買収又は整地に要する費用
- ・門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- ・設備整備に要する費用
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用

- (6) 既存建築物の買取り、改修については、建物を新築することより、効率的であると認められる場合に限る。
- (7) 事業者改修型及びオーナー改修型については、規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。